

中学校終了までの子どもを対象 1人につき月額13,000円を支給



【対象者】伊豆市に住民票があり、中学校終了までの子どもを養育している人
【支給額】一律 子ども1人につき13,000円(月額)
【支払時期】毎年6月/10月/2月
【所得制限】所得の制限は設けません。

4月から子ども手当が始まります

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、子ども手当を支給します。

申請

○申請が不要な人

…3月末において児童手当の受給資格のある人
※公務員の方については、職場の担当者にお尋ねください。

○申請が必要な人

…4月から中学2年生・3年生になる子どもを養育している人、所得超過により児童手当をもらってなかった人、児童手当の手続きをしていなかった人

方法

3月末に申請が必要な対象者には申請書を郵送しますので、受付期間中にこども課（生きいきプラザ2階）または、各支所窓口へご提出ください。

また、今回申請が不要な人も6月に現況届を提出していただきますので、ご了承ください。現況届用紙は5月末に郵送します。

受付期間

4月1日(木)～5月14日(金)まで

※申請猶予期間として9月30日までに手続きをすれば、4月分からの支給ができますが、初回の支払いに間に合わせるため上記期間中に申請をお願いします。

養育している子どもと住所が異なる方へ ※申請が不要な人は除く

- ◆子どもの住所が市内の場合…
申請書は子どもの属する世帯へ送付しますので、ご確認のうえ提出をお願いします。
- ◆子どもの住所が市外の場合…
こちらから申請書は送付しませんので、上記受付場所まで直接お越しくください。

現在、児童手当を受給している方へ

平成22年2月・3月分の児童手当については6月の支払日に子ども手当と一緒に振込みますので、ご了承ください。なお、これをもって児童手当は終了となります。

【問合せ】 こども課 子育て支援スタッフ ☎(72)9864